

# リスク分担型企業年金の普及に向けた信託法的考察

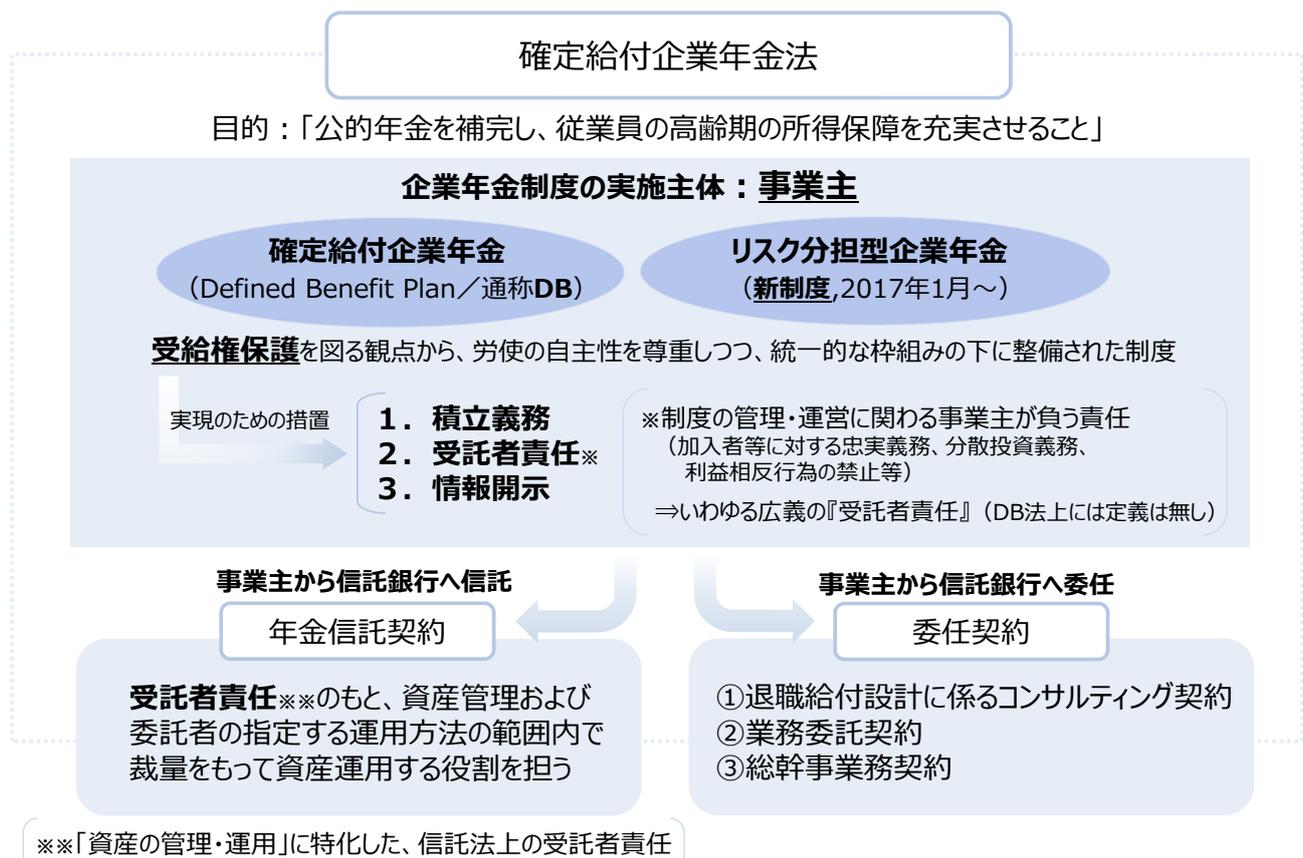
りそな銀行 渡部聡

## 報告内容：目次

1. はじめに
2. 新制度の特徴と運営上の留意点（リスク対応掛金、リスク分担型企業年金）
  - (1) 従来の財政均衡ルールとその課題点
  - (2) リスク対応掛金の仕組み
  - (3) 新たな財政均衡ルール
  - (4) 「財政悪化リスク相当額」の算出方法（通常DB／リスク分担型企業年金）
  - (5) リスク分担型企業年金の給付額調整の仕組み
3. リスク分担型企業年金における関係当事者の法的な役割・義務
  - (1) 確定給付企業年金法上の事業主の役割
  - (2) 事業主-信託銀行間で締結される契約、信託銀行の役割
  - (3) 年金資産運用に係る関係当事者の役割
4. 企業年金業務における顧客本位の業務運営
  - (1) 「顧客本位の業務運営に関する原則」の特徴
  - (2) 「顧客本位の業務運営に関する原則」と信託法の受託者責任
  - (3) 企業年金業務における顧客本位の業務運営とは
5. リスク分担型企業年金における運営上の留意点と顧客本位原則の影響
  - (1) 「減額調整になりやすい制度設計」
  - (2) 「制度導入の労使合意」
  - (3) 「減額調整への予告」
  - (4) 「設計時に見込んだ変動リスクからの運用方針の変更」
6. まとめ、課題

0

## 1-1. 企業年金制度の概要（イメージ図）



1

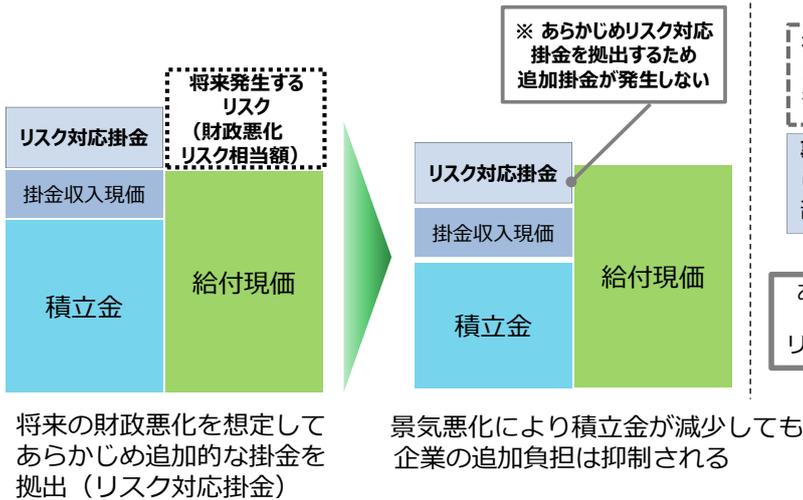
## 1-2. リスク対応掛金およびリスク分担型企業年金の概要

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第375号）2017年1月1日施行

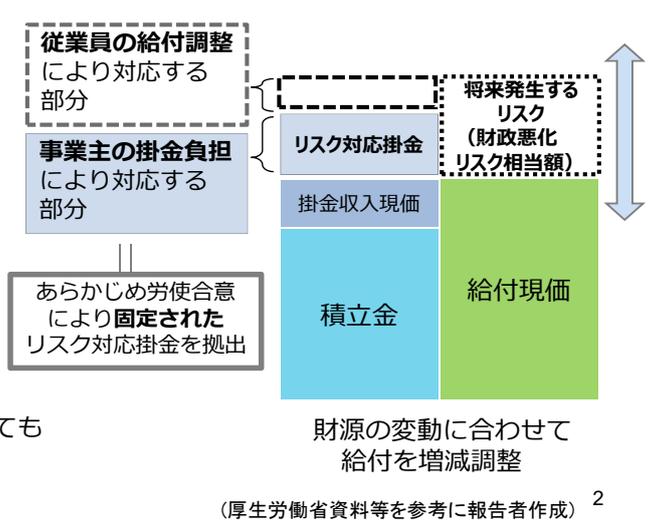
老後所得の充実のため、**公的年金を補完する私的年金の普及・拡大が求められている中で、確定給付企業年金制度の多様化・柔軟化を図り、企業が私的年金を取り組みやすくするため、新たに以下の仕組みを導入した際に掛金の損金算入を認める。**

- 将来の財政悪化を想定した、計画的な掛金拠出を可能とする**リスク対応掛金**の仕組みを導入すること。
- 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである**リスク分担型企業年金**を実施可能とすること。

【リスク対応掛金の仕組み】



【リスク分担型企業年金の仕組み】



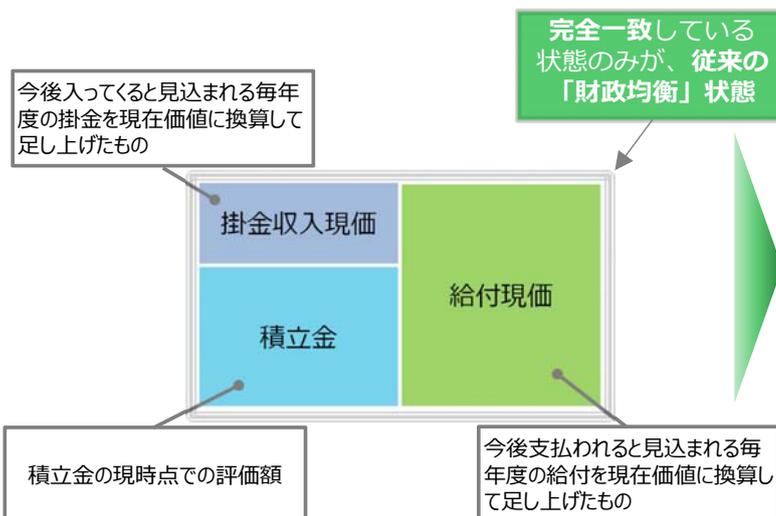
## 2-1. 従来の財政均衡ルールとその課題点

確定給付企業年金制度では、ある時点で年金財政が均衡するように掛金を設定したとしても、**将来の給付や掛金、運用収益は、一定の予測に基づいて計算されたものであるため、期間が経過すると、前提と実績との相違により、年金財政の均衡は崩れることとなる。**

### 【財政均衡が崩れる要因の例】

- 予測よりも平均寿命が延びたことなどにより、給付が増加した。
- 予測よりも給与の額が伸びなかったことなどにより、掛金収入が減少した。
- 運用が低調であり、予定よりも運用収益が確保できなかった。

【財政均衡の状態】

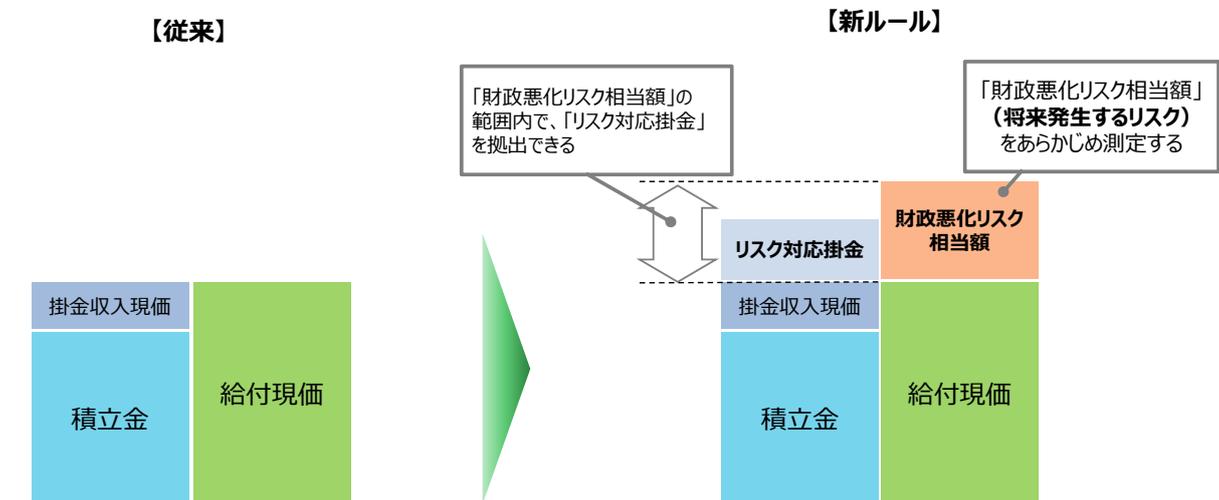


【一定期間経過後、財政均衡が崩れた状態】



## 2-2. リスク対応掛金の仕組み

- 不況期など企業業績が悪化している際に追加掛金の負担が生じないよう、**将来発生するリスクとして「財政悪化リスク相当額」を測定し、その範囲内（0%～100%）で、あらかじめ「リスク対応掛金」を設定することが可能**となる。
- 新基準では「財政悪化リスク相当額」はすべてのDBで測定する必要があるが、「リスク対応掛金」の設定は任意。



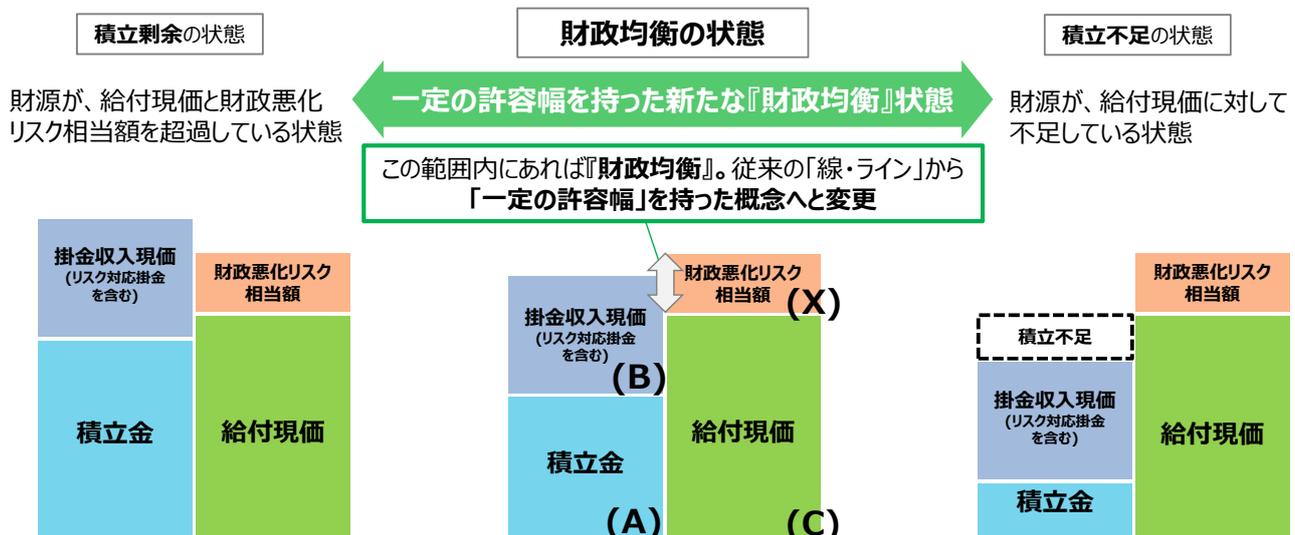
((注)新基準では、従来の給付現価は「通常予測給付現価」と名称が変わるが、本資料においては「給付現価」と記載している。)

(厚生労働省資料等を参考に報告者作成) 4

## 2-3. 新たな財政均衡ルール

- リスク対応掛金を設定したか否かに関わらず、すべてのDBにおいて財政均衡のルールが変更となる。
- 従来、「財源（掛金収入現価＋積立金）と給付（給付現価）が一致している状態」を均衡状態としていたが、**（従来ルール：A+B=C ←完全一致状態のみが財政均衡状態）**  
新ルールは「財源の水準が、給付現価を超えて、「将来発生するリスク」の範囲内になる状態」を均衡状態とする。  
**（新ルール：C ≤ A+B ≤ C+X ←左記範囲内であれば『財政均衡の状態』となる）**

⇒財源と給付の差分の増加・減少が、積立剰余・積立不足の発生へと直結していた仕組みから、**財政均衡の状態の範囲内であれば、「剰余金or不足金」が発生しない仕組みへと変更。**

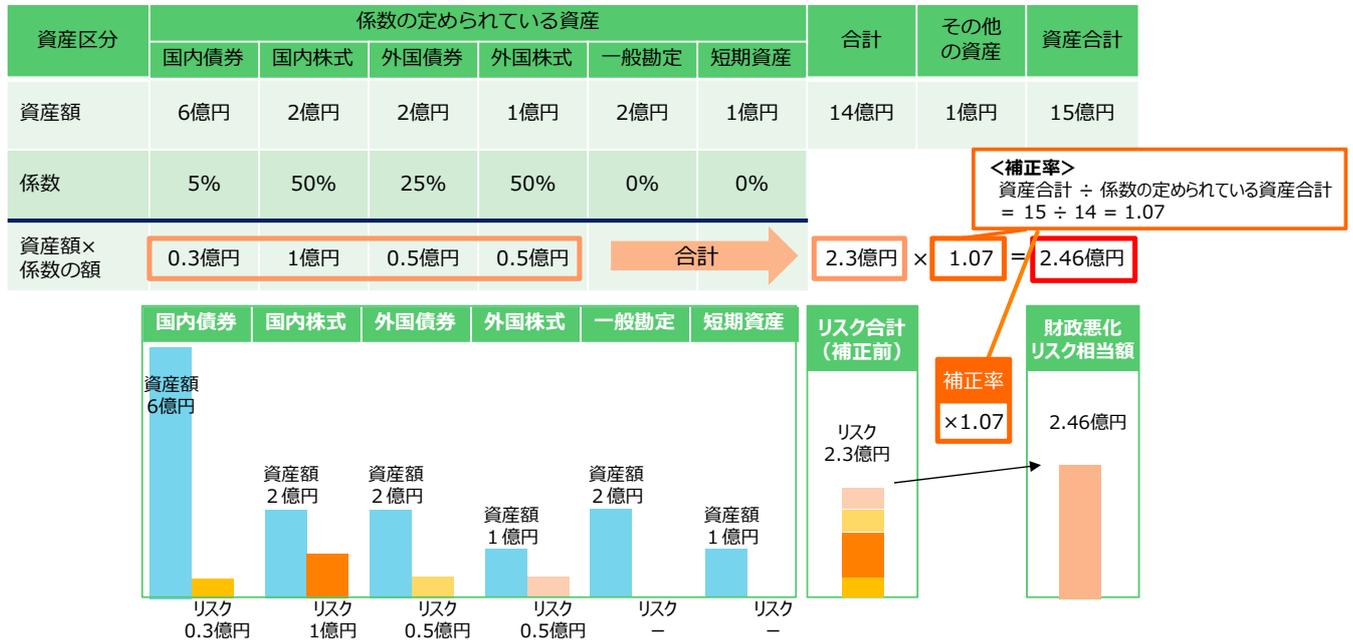


(厚生労働省資料等を参考に報告者作成) 5

## 2-4. 財政悪化リスク相当額の算定方法(DBにおける標準的な方法)

- 「財政悪化リスク相当額」は、原則として、資産区分ごとの資産残高に所定の係数を乗じた額の合計額として算定する。
- 係数の定められていない資産（その他の資産）を保有する場合は、補正率を乗じてリスク額を補正する。

（「その他の資産」の割合が20%以上の場合等は、厚生労働大臣の承認を受けて、各制度の実情に合った方式（特別算定方法）による算定が義務づけられている。）



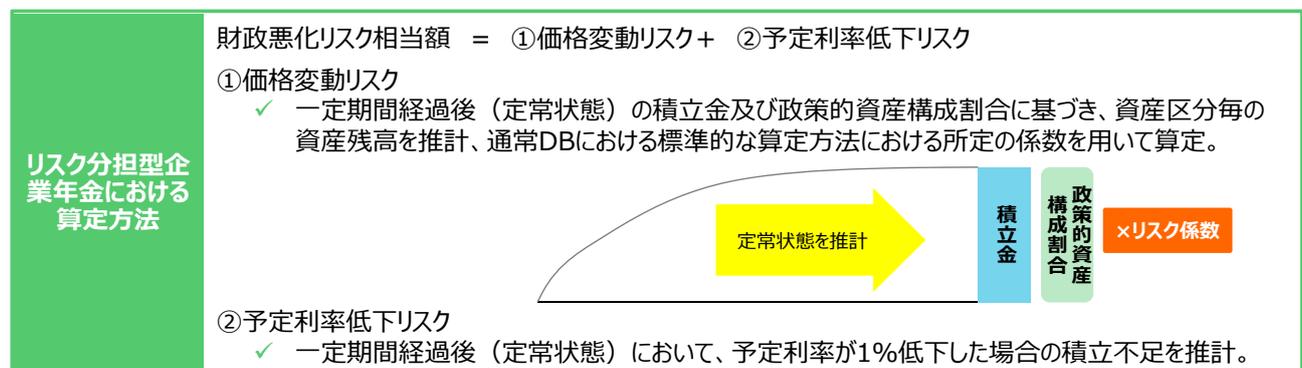
⇒ DB制度では、現時点にて実際に保有する資産をもとに、将来リスクを簡便に算出可能となっている。

（厚生労働省資料等を参考に報告者作成）<sup>6</sup>

## 2-5. 財政悪化リスク相当額の算定方法(リスク分担型企業年金における標準的な方法)

- リスク分担型企業年金における算定方法は、通常のDBで測定する「価格変動リスク」に加えて、「予定利率低下リスク」を算定することが必要。さらに、一定期間経過後（定常状態）の積立金を推計し、財政悪化リスク相当額を算定することが必要。

（「その他の資産」の割合が10%以上の場合等は、厚生労働大臣の承認を受けて、各制度の実情に合った方式（特別算定方法）による算定が義務づけられている。）



⇒ リスク分担型企業年金は「事業主が事後の追加掛金を行わず、掛金を固定する仕組み」であるためDB制度と比較して、将来リスクをより詳細に算出する必要性から、複雑な算出方法が定められている。

（厚生労働省資料等を参考に報告者作成）<sup>7</sup>

## 2-6. リスク分担型企業年金の給付算定式（給付額の増額/減額調整）

- リスク分担型企業年金では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、決算において積立剰余もしくは積立不足の状態になった場合には、給付を増減することにより財政の均衡を図る。
- **財政上は常に均衡するため、事業主の追加掛金は不要となる。**
- リスク分担型企業年金における給付算定式は、従来の給付算定式に「調整率」を乗じたものとなる。
- 掛金を固定して給付を変動させるという特性はDC類似の性格から、企業会計上は「DC」として扱われ、退職給付債務の認識は不要、拠出額のみ費用処理され、**企業会計からオフバランスされる。**

リスク分担型企業年金の  
給付算定式

= 従来のDBにおける給付算定式 × 当該年度の調整率

決算時に確定した調整率を、遅くとも決算翌々年度の給付に反映させる

積立剰余の状態

財政均衡の状態

積立不足の状態

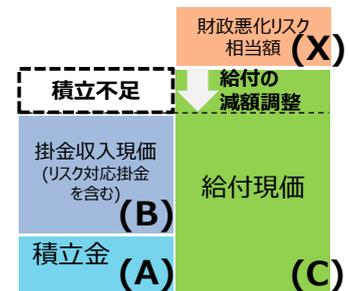
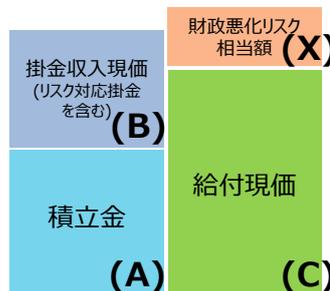
給付の増額調整（調整率 > 1.0）

給付の調整は行わない（調整率 = 1.0）

給付の減額調整（調整率 < 1.0）

$$\text{調整率} = \frac{(A) + (B) - (X)}{(C)}$$

$$\text{調整率} = \frac{(A) + (B)}{(C)}$$



(厚生労働省資料等を参考に報告者作成) 8

## 2-7. リスク分担型企業年金における「業務概況の周知」

- 通常のDBでは、加入者には「年1回以上、業務概況について周知する」、受給者については「加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努める」こととされている。
- **リスク分担型企業年金は、加入者・受給者ともに給付調整という形でリスクを負うため、受給者に対しても加入者と同様に周知を行うことが求められる。** 情報開示する内容としては、通常のDBの加入者に対する周知内容に加え、**年金額の改定を見通す上で有用な情報も周知することが求められる。**

通常のDBの情報開示

加入者

- 年1回以上、下記項目を周知
- ✓ 給付設計、給付支給の概況
- ✓ 加入者数、受給権者数
- ✓ 掛金納付の概況
- ✓ 年金数理上の積立状況
- ✓ 運用基本方針の概要
- ✓ 運用収益（損失）、資産構成割合、その他の積立金の運用の概況
- ✓ その他の事業に係る重要事項

受給者

できる限り加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努める

リスク分担型企業年金における情報開示

加入者・  
受給者

年1回以上、通常のDBの加入者に対する情報開示と同内容を周知する。

+

**年金額の改定を見通す上で有用な情報を周知する。**

【具体例】

- ✓ 年金額改定のルール
- ✓ 過去5年程度の調整率の推移
- ✓ 調整率の算出根拠となったデータ
- ✓ その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項

リスク分担型企業年金では、受給者に対しても加入者と同様の情報開示を行う必要がある。

(厚生労働省資料等を参考に報告者作成) 9

### 3. リスク分担型企業年金における関係当事者の法的な役割・義務

- この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、**高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。**  
(確定給付企業年金法 第1条)

#### 事業主-信託銀行間で締結される契約

	契約名	目的（細目等）
1	年金信託契約	年金規約に基づいて、委託者の給付に要する費用に必要な資金および財産を受託者に信託することを約し、この信託財産の管理および運用を目的とする。
2	退職給付設計に係るコンサルティング契約	年金財政の健全化の確保、年金制度の改善を図ること、受給権保護を促進すること等を目的とする。
3	業務委託契約	通常、契約では以下の細目について定められている。 ・数理業務：掛金の再計算、財政決算に係る計算事務、積立不足による掛金の再計算、関連資料収集・統計資料作成、行政提出資料・財政決算時資料作成補助、等 ・管理業務：拠出金・掛金計算補助、受給資格判定補助、給付金支払関連事務、加入者等管理事務および付随する業務（加入者明細表、年金受給者明細表及び給付金支払明細表の作成事務、加入者原簿作成補助、業務概要作成に要する資料のうち加入者等の管理に係る資料の作成、年金受給中の者に対する現況届等の提出依頼事務）等
4	総幹事業務契約	複数受託機関がある場合の資金移動の差配（掛金等の受入れ、給付金の支払い、業務委託手数料等の支払い、年金資産の移受管、等）を目的とする。

10

### 4-1. 「顧客本位の業務運営に関する原則」とは

2017年3月30日 金融庁公表

#### 経緯及び背景（抜粋）

- 平成28年4月19日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と**顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー※）**等について審議が行われた。  
(※**フィデューシャリー・デューティー**の概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として用いる動きが広がっている。)

#### 原則の目的

- この顧客本位の業務運営に関する原則は、上記市場ワーキング・グループの提言を踏まえ、**金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。**

#### 原則の対象

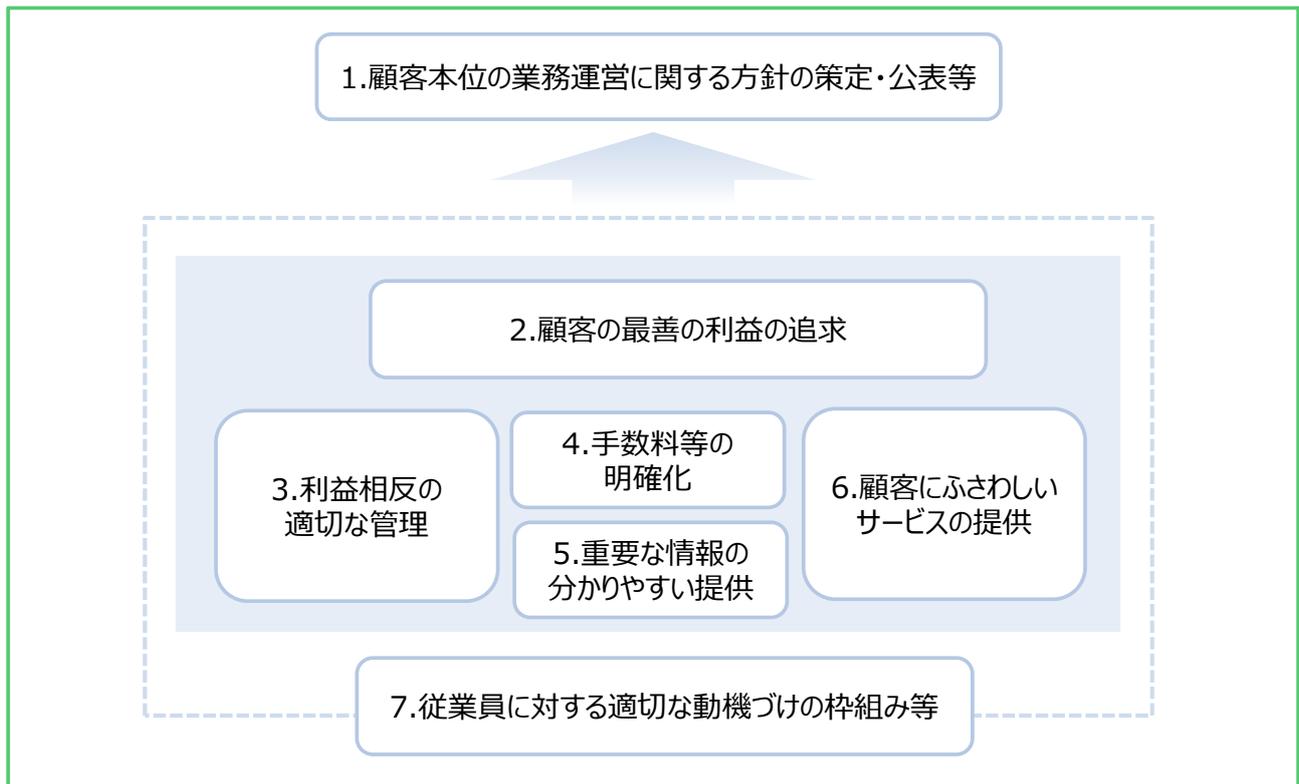
- 本原則では、「**金融事業者**」という用語を特に定義していない。顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待する。

#### 原則の採用するアプローチ（抜粋）

- 本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「**ルールベース・アプローチ**」ではなく、**金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。**金融事業者は、本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動をとるべきかを適切に判断していくことが求められる。

11

## 4-2. 「顧客本位の業務運営に関する原則」各原則の位置付け



(出典：金融審議会「市場ワーキング・グループ」第10回(2016.11.25) 参考資料より)

12

## 4-3. 「顧客本位の業務運営に関する原則」(原則全1~7と注記を抜粋)

原則1	顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。
(注) 金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、 <b>取引の直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客をも念頭に置くべき</b> である。		
原則2	顧客の最善の利益の追求	原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、 <b>顧客の最善の利益を図るべき</b> である。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。
(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、 <b>顧客の最善の利益を図る</b> ことにより、 <b>自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指す</b> べきである。		
原則3	利益相反の適切な管理	金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。
原則4	手数料等の明確化	金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。
原則5	重要な情報の分かりやすい提供	金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。
原則6	顧客にふさわしいサービスの提供	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。
原則7	従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

13

## 4-4. 企業年金業務における顧客本位の業務運営

- 企業年金業務における「顧客の最善利益」とは・・・
- 事業主の役割である「受給権保護」へ、信託銀行が介入可能な境界線は・・・

	年金信託契約	委任契約	「顧客の最善利益」
「顧客」	<b>事業主</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金規約に定められた給付を確保し企業年金制度の目的を実現すること</li> <li>・従業員のモチベーションを向上させ企業を継続的に発展させること</li> </ul>
「最終受益者」	年金信託の受益者 (=制度からの受給者)	制度への加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金規約で定められた給付を受けられること</li> </ul>
	↓ ↓ <b>加入者および受給者</b>		

14

## 5. リスク分担型企業年金における運営上の留意点と顧客本位原則の影響

- 運営上の留意点への、望ましい顧客本位の業務運営とは・・・
- 信託銀行の業務運営実態は「顧客本位の業務運営」に照らして、いかに評価できるか・・・
- 新制度の今後の普及に向けて、信託銀行はいかなる業務運営を模索していくことが望ましいか・・・

	留意点	DB法上の実施主体	原則的な対応
1	減額調整になりやすい制度設計	事業主	企業年金制度の選択・設計は事業主の裁量。
2	制度導入の労使合意	同上	DB法上、労使合意は「①加入者の過半数で組織する労働組合の同意取得、または②過半数で組織する労働組合がない場合は、加入者の過半数を代表する者の同意取得」で足りる。
3	減額調整への予告	同上	給付調整をもたらす「調整率」は、事業主が毎年従業員宛に行う業務概況周知の一項目として、周知を行うことがDB法で義務付けられている。
4	設計時に見込んだ変動リスクからの運用方針の変更	同上	制度設計時に見込んだ変動リスクに、整合した運用リスクの運用方法を指定することが必要。 「運用基本方針」「政策的資産構成割合」と整合的な「運用ガイドライン」を作成、信託銀行へ差入れて運用方法を指定。

15